

**通信制高等学校の質の確保・向上に関する
調査研究協力者会議（審議まとめ）**

令和3年2月25日

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議

目次

はじめに	1
第1章 高等学校通信制課程を取り巻く現状	3
(1) 在籍する生徒層の若年化・多様化	3
(2) ICTの活用を通じた学びの充実	4
(3) 不適切な学校運営や教育活動等に係る実態	5
(4) 本調査研究協力者会議における検討の進め方	6
第2章 高等学校通信教育の質保証方策	7
(1) 問題の所在	7
(2) 対応方策	9
① 教育課程の編成・実施の適正化	9
② サテライト施設の教育水準の確保	11
③ 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導體制の充実	13
④ 主体的な学校運営改善の徹底	14
第3章 新時代の高等学校通信教育の在り方	18
(1) ICTを活用した新しい学びへの期待	18
(2) 高等学校として有する多面的な役割の再認識	19
(3) 通信教育の特長を生かした今後の学びの在り方	20
① 高等学校教育として共通に身に付けるべき資質・能力	20
② 新高等学校学習指導要領の着実な実施	21
③ 今後更なる検討が必要な論点	23

はじめに

高等学校通信制課程は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。

近年では、高等学校に進学する生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという通信教育の特長を生かして、勤労青年等のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して教育機会を提供するものとなってきている。こうした時代の変化・役割の変化に応じ、通信制課程を置く高等学校の学校数・生徒数は大きく増加している。

さらには、近年の情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICT を効果的に活用した新しい学びの形が生まれてきており、通信教育の特長を生かした学びの在り方についても一層の多様化が進んでいる。本調査研究協力者会議において審議を進めていた最中には、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的事態に直面することとなり、こうした事態は、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）化を大きく促進させ、学校教育についても、ICT を効果的に活用した学びの在り方に大きな注目が集まることとなった。高等学校通信制課程では、教科書や学習教材等に基づき自学自習を中心とする学習スタイルをとりながら、多くの学校において、これまでも、学習意欲を喚起して自律的に学習を進めることができるよう、放送やインターネット等の多様なメディアを活用した学習を取り入れてきているところであり、こうした各学校における ICT を活用した日頃からの多様な実践については、今般の危機的事態の中では「強み」として認識されることとなった。

一方で、高等学校通信制課程には、きめ細かな指導・支援を希望する多様な背景を持つ生徒が多く在籍する中で、こうした未曾有の事態が続く状況下では、生徒や保護者の不安に正面から向き合い、個々の生徒の状況に応じた学習相談や教育相談等のきめ細かな指導・支援が必要なことがより一層実感されることとなった。こうした経験を契機にして、高等学校通信制課程についても、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割、一人一人の生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的な役割、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的な役割をも有しているといった、通信制課程が高等学校として有する多面的な役割についても改めて再認識されることとなった。

高等学校通信制課程は、初等中等教育最後の教育機関として、すなわち高等学校の一課程として、その役割及び責任は極めて大きなものであることは言うまでもなく、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関や社会での活動へと接続させていくことが期待されるとともに、生徒一人一人について、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが求められるものであ

る。これからの時代の高等学校通信教育の発展に向けては、こうした役割及び責任を再確認した上で、時代の変化・役割の変化に応じながら、勤労青年を生徒像として念頭に置く制度化当初の考え方から転換を図り、今日的な生徒像に応じたきめ細かな教育を実現するとともに、ICT を効果的に活用し、通信教育の特長を生かした学びの在り方を絶えずアップデートしていくことがより一層期待されていると言えよう。

しかしながら、高等学校通信制課程の中には、未だに不適切な学校運営や教育活動等が行われる学校も一部に見受けられることも事実である。とりわけ広域の通信制課程を置く高等学校が展開するサテライト施設においては、その教育環境や運営の在り方等の適切性を巡って、多くの課題が指摘されている。一部の学校における不適切な事案が、高等学校通信制課程全般に対する社会の信頼を揺るがし、ひいては、通信制課程で懸命に学ぶ生徒や、生徒一人一人に真摯に向き合う教職員をはじめ、生徒の学び第一の視点に立って高等学校通信制課程を支える関係の方々の努力に疑念が向けられるようなことは決してあってはならず、早急に改善が図られなければならない。

本調査研究協力者会議では、こうした高等学校通信制課程に寄せられる期待と疑念、その双方の視点を踏まえ、これからの時代に対応した高等学校通信教育の在るべき姿の実現に向けて、高等学校通信教育の質保証方策、新時代の高等学校通信教育の在り方、といった2点を中心に検討を進めてきた。

本審議まとめでは、質保証の実現に向け、通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設の教育水準の確保、教育活動等の状況に関する情報の開示等の様々な方策を提言しているが、これらの方策は各学校における主体的な実施・改善が行われて初めて意義あるものとなることを忘れてはならない。特に国に対しては、各所轄庁及び設置者による適切な指導監督を支えるべく条件整備に取り組むとともに、各学校現場の取組を丁寧に把握し、その状況を踏まえた対応に努めることを求めたい。

また、新時代の高等学校通信教育への転換を図るに当たっては、学習者本位の視点に立って、教育課程全体や各教科等の学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理した上で、通信制課程特有の教育方法を基礎として、学びの質を重視した学習指導及び学習評価の改善を図っていくことが何よりも重要である。これらは、令和4年度から年次進行で実施される新高等学校学習指導要領が目指す方向性そのものであり、高等学校通信制課程も、高等学校の一課程として、まずもってその着実な実施を進めていくことが期待されるものである。

本審議まとめに基づき、高等学校通信制課程に関わる全ての関係者が、それぞれの立場から連携・協働を図り、これからの時代の高等学校通信教育の在り方を主体的に考え、実施・改善を重ねていくことを通じて、高等学校通信制課程で学ぶ一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら、生涯にわたって探究を深める未来の創り手となることができるようにしていくことに期待したい。

第1章 高等学校通信制課程を取り巻く現状

(1) 在籍する生徒層の若年化・多様化

- 高等学校通信制課程は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。
- 近年では、高等学校に進学する生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという通信教育ならではの長を生かして、勤労青年等のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して教育機会を提供するものとなってきている。
- こうした中で、通信制課程を置く高等学校の学校数及び生徒数は、時代の変化・役割の変化に応じて、我が国全体の少子化の傾向にかかわらず大きく増加している。具体的に、その学校数及び生徒数については、昭和45年は82校(1.7%)・148,748人(3.4%)、昭和55年は88校(1.7%)・124,870人、平成2年は84校(1.5%)・166,986人(2.9%)、平成12年は113校(2.0%)・181,877人(4.2%)、平成22年は209校(3.9%)・187,538人(5.3%)、令和2年は257校(4.6%)・生徒数206,948人(6.3%)となっている¹。
- また、高等学校通信制課程に在籍する生徒の特徴としては、勤労青年等のみならず、職場等での社会的経験を有しておらず、今後社会的・職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒も多く在籍しているとともに、個々の生徒の抱える課題も様々なものとなっていることが確認できる。すなわち、生徒層の若年化・多様化が進む中で、制度発足当初とは大きく異なった様相を呈しているのが現状である。
- 具体的に、通信制課程の年齢別生徒数を見れば、15歳から18歳の生徒数が全体の生徒数に占める割合は、昭和60年度では65,866人(全体の49.7%)であるところ、令和2年度では173,620人(全体の83.9%)となっており、通信制課程の生徒層の若年化が進んでいることが確認される。こうした傾向は、中学校卒業後の段階で高等学校通信制課程に入学している生徒が増えていることを推察させる。
- また、通信制課程に入学する生徒の実態としては、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れていることが把握される²ところであり、学びのセーフ

¹ 括弧内はいずれも全日制・定時制・通信制課程を合わせた数値に対する割合を示す。なお、通信制課程を置く高等学校の学校数及び生徒数に関する公私別の推移について、学校基本調査によれば、公立学校では、平成2年で67校・97,271人、平成12年で69校・107,854人、平成22年で72校・86,843人、令和2年で78校・55,427人となっているとともに、私立学校では、平成2年で17校・69,715人、平成12年で44校・74,023人、平成22年で137校・100,695人、令和2年で179校・151,521人となっている。

² 平成29年度文部科学省委託事業「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書(平成30年2月、公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会)の調査によれば、小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒の割合は狭域通信制が48.9%、広域通信制が6

ティーネットとしての役割を果たしていることが窺える。さらには、特定の職業分野等に関する知識及び技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、技能活動等に特に力を入れている生徒等、質の高い高等学校教育を柔軟に学ぶことができる環境を求める生徒も受け入れている。

- 加えて、その入学実態としても、通信制課程においては、必ずしも年度当初に入学する生徒のみならず、転入学・編入学等を通じて年度途中から入学する生徒も多く見られるところである。学校基本調査によれば、令和元年度において、年度当初に入学した生徒は 57,451 人（令和元年度入学者の 71.1%）、年度途中に入学した生徒は 23,339 人（令和元年度入学者の 28.9%）となっている³。

（２）ICT の活用を通じた学びの充実

- 近年の ICT の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICT を効果的に活用した新しい学びの形が生まれてきており、高等学校通信制課程における学びの在り方も変革しつつある。
- 例えば、情報端末やデジタル教材等を活用し、生徒が自らの疑問について深く調べたり、繰り返し学習を行ったり、自分に合った進度で学習したりするなど、一人一人の能力や特性に応じた学習を実現することが可能となったり、情報端末や電子黒板等を活用し、生徒同士がお互いの考え方を吟味しつつ意見交換や発表を行うなど、教え合い学び合う協働的な学びを通じて、思考力、判断力、表現力等の育成を図ることが可能となったりするなど、ICT の活用により「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図っていくことが期待されている。
- さらには、人工知能（AI）やビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用した EdTech とも呼ばれる様々な取組が急速に普及しつつある中で、例えば、一人一人の学習履歴を分析して指導改善に生かしていくなど、先端技術や教育データを活用することで、これまで得られなかった学びの効果が生まれるなど、これからの時代の学びを変革していく大きな可能性が秘められているものと考えられる。
- また、ICT の活用は、学びの充実を図っていくことのみならず、教職員の業務改善にも

6.7%、外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒の割合は狭域通信制が 2.8%、広域通信制が 2.4%、ひとり親家庭の生徒の割合は狭域通信制が 26.9%、広域通信制が 18.7%、非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒の割合は狭域通信制が 2.1%、広域通信制が 4.1%、特別な支援を必要とする生徒の割合は狭域通信制が 11.8%、広域通信制が 3.0%となっている。

³ 令和元年度の年度当初に入学した生徒とは令和元年 4 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までに入学を決定した生徒のことをいい、令和元年度の年度途中に入学した生徒とは、令和元年 5 月 2 日から令和元年 3 月 31 日までに入学を決定した生徒をいう。通信制課程に令和元年度の年度途中に入学した生徒数の公私別割合について、学校基本調査によれば、公立学校では 1,946 人（令和元年度の公立通信制課程入学者の 13.8%）、私立学校では 21,393 人（令和元年度の私立通信制課程入学者の 32.1%）となっている。

資するものであり、統合型校務支援システム⁴を導入することで、業務負担を軽減できるとともに、情報の一元管理及び共有が可能となり、データ連携による業務時間の短縮、正確な集計作業、全教職員での生徒情報の共有、各種資料の共有等の様々な効果を得ることも可能となるものである。

(3) 不適切な学校運営や教育活動等に係る実態

- 近年、一部の高等学校通信制課程において、違法・不適切な学校運営や高等学校学習指導要領等に基づかない教育活動など、様々な課題が明らかとなっている。
- 平成 27 年 12 月には、三重県伊賀市に設置されていた株式会社立学校であるウィッツ青山学園高等学校の学校設置会社役員らが、高等学校等就学支援金を不正受給していた疑いが強まったとして、東京地検特捜部が、同校の設置会社や親会社など、関係先の捜索を行うという事態が発生した。ウィッツ青山学園高等学校については、運営実態の確認が進められる中で、就学支援金に係る問題のみならず、全国 40 か所以上の民間施設と連携し、通信制課程のほぼ全ての教育活動をそれらの民間施設で実施させ、かつ、当該教育活動が学習指導要領から著しく逸脱している等の違法・不適切な学校運営が明らかとなった。
- こうした事案を受けて、文部科学省では、平成 27 年 12 月 17 日、「広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース」を設置し、広域の通信制課程を置く高等学校（以下「広域通信制高等学校」という。）の質の確保・向上方策や就学支援金事務の適正化に向けた対策と並行して、同校の問題に係る対応について検討を行い、平成 28 年 3 月 30 日、「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」を策定した。
- 平成 28 年 6 月、「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」が設置され、まずは徹底的な実態把握が必要であるとの認識の下、広域通信制高等学校に対する全国書面実態調査が実施された。同実態調査で把握された課題等を踏まえ、同調査研究協力者会議における検討を経て、平成 28 年 9 月、主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。その上で、ガイドラインに基づき、所轄庁に文部科学省も全面的に協力しつつ、広域通信制高等学校に対して、実地による点検調査（以下「点検調査」という。）が実施され、高等学校通信教育に係る施策の検討に生かすこととされてきた。
- その後も、広域通信制高等学校に対する点検調査等で明らかとなった課題等を踏まえ、平成 29 年 7 月、同調査研究協力者会議において、「審議のまとめ」が取りまとめられ、更なる質の確保・向上方策について提言されたことを踏まえ、ガイドラインの改訂をはじめ

⁴ 統合型校務支援システムとは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステムを指し、成績処理等だけではなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装システムである。

とする高等学校通信教育の質の確保・向上のための施策が講じられてきた。

- こうしたガイドラインの策定・改訂や点検調査等の取組により、各学校においては、学校運営や教育活動の改善に向けた取組が浸透してきた。しかしながら、その一方で、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。一部の学校における不適切な事案が、高等学校通信制課程全般に対する社会の信頼を揺るがし、高等学校通信制課程を支える関係の方々の努力に疑念が向けられるようなことは決してあってはならず、高等学校通信制課程で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境のもとで存分に学ぶことができるよう、早急に改善が図られなければならない。

(4) 本調査研究協力者会議における検討の進め方

- 本調査研究協力者会議では、こうした現状認識を踏まえ、これからの時代に対応した高等学校通信教育の在るべき姿の実現に向けて、高等学校通信教育の質保証方策、新時代の高等学校通信教育の在り方、といった2点に検討事項を分けて検討を進めることとした。
- また、本調査研究協力者会議の審議と並行して、中央教育審議会では、平成31年4月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問が行われたことを受けて、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」（以下「高校WG」と略称する。）が設置され、新しい時代の高等学校教育の在り方について集中的に調査審議が進められているところであった。
- 高校WGでは、高等学校教育全般を俯瞰しながら、我が国の高等学校の置かれた現状の整理や、今後の高等学校教育の方向性についての検討を行うとともに、その審議事項の一つには「時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方」も含めて、調査審議を行うこととされていた。
- こうした中央教育審議会の動向を踏まえ、本調査研究協力者会議では、高等学校通信教育に関する専門的・実務的な観点から、先述の検討事項ごとに、各学校や所轄庁における取組についてヒアリングを行いながら、その現状認識と対応方策を検討するとともに、各種の審議組織間において目指すべき方向性を共有しながら、これからの時代に対応した高等学校通信教育の在るべき姿の実現に向けて一体となって取り組むことができるよう、その検討状況を高校WGと随時共有を図りながら検討を進めていくこととした。
- なお、中央教育審議会では、本調査研究協力者会議から検討状況の共有を受けつつ、高校WGを中心に更なる審議を重ねた結果として、高等学校通信教育の質保証方策をはじめ、定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証に関する施策の方向性が取りまとめられ、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日）、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日）において提言されている。

第2章 高等学校通信教育の質保証方策

(1) 問題の所在

- 高等学校通信教育の質の確保・向上に向けては、これまでも、ガイドラインの策定・改訂や点検調査等の様々な取組を行ってきたところであり、こうした取組により、各学校においては、学校運営や教育活動の改善に向けた取組が浸透してきた。しかしながら、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところであり、点検調査では、例えば以下のような事例が確認されている。

《(例) 教育課程の編成・実施、指導体制等に関する課題》

- ・ 年間指導計画において添削指導の提出期限の定めがないため、試験前にまとめて添削指導が実施されている事例（平成 29 年点検調査）
- ・ 添削指導の進捗状況が不十分であったり、面接指導を全く受けていない状態で期末試験を受けさせていたりする事例（平成 29 年点検調査）
- ・ 野外活動と称して自然散策により「生物基礎」や「化学基礎」等の面接指導を受けたこととし、高等学校学習指導要領に定められた目標と内容を踏まえた高等学校教育としての水準の確保が疑わしい事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 特別活動を年間指導計画等に位置付けておらず、高等学校学習指導要領に定める時間数の指導がなされていなかった事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトについて、その目的・内容にかかわらず特別活動の時間としてカウントすることとされていた事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 面接指導と試験とはその役割が異なるにもかかわらず、試験の実施を面接指導の時間数としてカウントすることとされていた事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価について、「合格」「再提出」のみとなっていた事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 100 人を超える生徒に対し、教師が 1 名で面接指導を実施する事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 4 泊 5 日の集中スクーリング⁵において、8 時 10 分から 1 限目が始まり、21 時 30 分に 13 限目が終わるといふ、1 日に 50 分の面接指導を 13 コマも実施することとしている事例（平成 30 年点検調査）
- ・ 6 月に 4 泊 5 日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終わっていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例（平成 31 年点検調査）

《(例) サテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する課題》

- ・ サテライト施設での面接指導において、施設・設備面での制約等から理科や家庭等の教科における実験・実習が十分に行われていないおそれがある事例（平成 29 年点検調査）

⁵ 本審議まとめでは、集中スクーリングとは、合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導の実施形態のことを指し示すものとする。

- ・ サテライト施設において、実験・実習や体育の面接指導を行うための施設・設備が不十分である事例（平成 29 年点検調査）
- ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例（平成 30 年点検調査）
- ・ サテライト施設に所属する生徒への面接指導を当該施設にサテライト施設任せとしている事例（令和元年点検調査）
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教師によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例（令和元年点検調査）

- こうした点検調査で確認される事例のほかにも、例えば、令和元年度には、サテライト施設において、学期が始まって2か月以上も教科書や添削課題等が生徒に配られておらず、添削指導の計画的な実施に支障が生じていた事例、令和2年度には、サテライト施設において、野菜を周辺の店舗に配ったり、生徒同士で将棋を指したりすることで単位認定を行おうとする疑いのある事例等が報道されている。
- また、令和元年度には、茨城県つくば市に設置されていた株式会社立学校である東豊学園つくば松実高等学校が財政上の理由により令和元年度末をもって学校を閉鎖することとなり、閉校までに時間的猶予が十分でない中で、生徒は転学を余儀なくされることとなるという事態が生じた⁶。つくば市教育特区審議会からは、平成 24 年度の学校評価の実施以降毎年度、その経営状況について改善を要する旨が再三指摘されていたにもかかわらず、株式会社の経営状況の悪化を理由に学校閉鎖の判断がなされることとなった。学校閉鎖に当たっては、つくば市教育特区審議会から、学校運営面についても、「法令に定められている備付表簿を整えていなかったなど、学校を運営するために必要な知見や姿勢が経営側に十分に備わってはいなかった」旨が指摘されている⁷。
- このような状況が生じる背景には、一部の学校関係者においては、制度や法令についての知識が不足しており、本来の趣旨を逸脱した独自の解釈を行っていたり、法令順守を徹底するという意識や公教育としての高等学校教育を担っているという責任の自覚が不十分であったりすることや、高等学校通信教育に求められる水準等について学校関係者の間で共通理解があるとはいえないこと等の課題があるものと考えられる。
- また、私立の高等学校通信制課程の設置を認可する所轄庁として、都道府県は、所轄する高等学校通信制課程において適切な学校運営が行われるよう指導監督を行うことが求められる。一方で、とりわけ広域通信制高等学校においては、全国に多数のサテライト施設を展開し、所轄する都道府県の区域を越えて生徒募集活動や面接指導等が行われている実態があり、地理的にその指導監督は困難なものとなっている。また、都道府県は、自らの

⁶ つくば市ホームページ「東豊学園つくば松実高等学校の廃止認可について」(<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kyoiku/1001214.html>) 参照。

⁷ つくば市ホームページ「令和元年度(2019年度)東豊学園つくば松実高等学校の学校評価の結果について」(https://www.city.tsukuba.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/214/r1gakkohyoka.pdf) 参照。

都道府県の区域内に所在するサテライト施設であっても、他の都道府県が設置を認可する高等学校通信制課程が展開する施設であれば、当該施設に対して行政指導等を行う権限を有していないとともに、当該施設にどれ程の生徒数があるのか、どのような教育活動が行われているのか等の状況を把握するのが困難な状況となっている⁸。

(2) 対応方策

- こうした実態を踏まえ、高等学校通信制課程で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下で存分に学ぶことができるよう、高等学校通信教育の質保証の徹底を図っていくことが必要であり、①教育課程の編成・実施の適正化、②サテライト施設の教育水準の確保、③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実、④主体的な学校運営改善の徹底、の4つに分けて、以下に対応方策を整理することとする。

① 教育課程の編成・実施の適正化

- 高等学校通信制課程の教育は、全日制・定時制課程における「授業」とは異なり、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うとともに、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができることと定められる。
- その実施に当たっては、高等学校通信教育の特性や今後社会的・職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等を踏まえながら、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、個に応じたきめ細かな指導の徹底を図るとともに、添削指導・面接指導・試験・多様なメディアを利用した指導等とを相互に関連付けて、それぞれの意義及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に実施することが求められるものである。
- こうした趣旨に則って、その教育課程の編成・実施の適正化を図る観点から、高等学校通信教育の特性等に鑑みて、添削指導及び面接指導の年間計画やそれらの実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法やその報告課題の作成方法等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価方法や評価基準等を記載した体系的な計画として、「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適当である⁹。

⁸ 本調査研究協力者会議（第2回）では、私立学校を担当する所轄庁の役割について、所轄庁の立場からヒアリングを行った。同ヒアリングでは、私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、所轄庁の権限を国公立の学校の場合に比べて限定する（同法第5条）とともに、所轄庁がその権限を行使する際にも、私立学校審議会等の意見を聞かなければならないこととし、私立学校関係者の意見が反映されるよう制度上の措置を講じている趣旨について改めて共通認識を図るとともに、設置を認可した広域通信制高等学校が自らの都道府県の区域を越えて遠方に設置するサテライト施設への現地調査が困難であり、行政指導が必要な箇所の発見を困難にしていることや、他の都道府県が設置を認可した広域通信制高等学校が自らの都道府県の区域内に設置するサテライト施設については、在籍生徒数や教育活動等の実態を把握することが難しい現状等について報告された。

⁹ 「通信教育実施計画」（仮称）を策定する際には、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校とし

○ さらには、関係法令やガイドライン等の独自の解釈による恣意的な運用を防ぎ、各学校における教育課程の編成・実施の適正化に資するよう、例えば以下に掲げる事項をはじめとして、国においては、高等学校学習指導要領やガイドラインの改訂等により関係法令等の解釈を明確化することが必要である。

- ・ 面接指導は、全日制・定時制課程の「授業」とは異なり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、その後の自学自習への示唆を与え、計画的かつ体系的に指導するものであって、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則¹⁰を踏まえ、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること¹¹。
- ・ 面接指導は、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ、特別活動や総合的な探究の時間においては、不適切な運用も多く見受けられることから、その目標及び内容に改めて留意した上で適切な学習活動を行うこと。
- ・ 面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、全日制課程では1日当たり6単位時間程度の授業を実施する学校が多い¹²ことも踏まえ、生徒及び教師の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設定したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教員の健康面には十分に配慮すること。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確

て実施する高等学校通信教育と、いわゆる「通学コース」と称される教育活動は明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないよう留意する必要がある。

¹⁰ 本審議まとめて指摘する「個別指導の原則」は、個々の生徒を分断する趣旨のものでは決してなく、生徒の学習の進捗を十分に把握した上で、添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、学校教育として当然に求められる、教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて行われる指導であることに留意しなければならない。

¹¹ 同時に面接指導を受けるに当たり望ましい生徒数は、各教科・科目等の特質に応じて異なるものと考えられるところであり、各高等学校において学校や生徒の実態等を踏まえながら面接指導の意義及び役割を十分に発揮できる人数を適切に設定することが考えられる。なお、全日制・定時制課程では、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条の規定により、同時に授業を受ける一学級の生徒数は40人以下とされていることを踏まえれば、個別指導を原則とする面接指導の実施に当たっては、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲にすべきものと考えられる。

¹² 平成27年度「公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査」（文部科学省）では、高等学校の全日制課程（普通科）の週当たりの授業時数について、29単位時間以下とする学校が5.1%、30～32単位時間とする学校が69.2%、33～35単位時間とする学校が25.0%、36単位時間以上とする学校が0.6%となっている。

保する方策を講じること。その際、通信制課程に在籍する生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。

- ・ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

② サテライト施設の教育水準の確保

- 通信制高等学校には、その本校（以下「実施校」という。）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を展開するものも多く存在している。その設置形態や活動内容は多種多様であり、例えば「学習センター」や「キャンパス」と称する自己所有の施設、大学・短期大学・専修学校等の一部を借用して使用する施設、不登校経験等を有する生徒の個別支援に力を入れるNPO等が運営する施設、職業教育に力を入れる施設などが確認される。
- 本調査研究協力者会議では、このような多種多様な施設について、以下のとおり整理して検討を行うこととした。

施設の定義・分類		法令上の規定	
サテライト施設	面接指導等実施施設	分校	—
		協力校	高等学校通信教育規程第3条
		指定技能教育施設	学校教育法第55条 高等学校通信教育規程第11条
		他の学校等の施設	高等学校通信教育規程第11条
	サポート施設	法令上の位置付けなし	

- ・ 分校：実施校専用の施設として設置する面接指導・試験等のための施設
- ・ 協力校：実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
- ・ 指定技能教育施設：所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設
- ・ 他の学校等の施設：実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する、大学、短期大学、専修学校等の他の学校等の施設

- サポート施設：実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設
- 広域通信制高等学校の展開するサテライト施設については、文部科学省の調査によれば、平成 28 年度では、広域通信制高等学校 105 校に対し、サテライト施設は 2,234 施設ほど展開されていたところ、令和元年度では、広域通信制高等学校 107 校に対し、サテライト施設は 2,868 施設ほどに増加しており、近年急激に増加している現状にある。
- 一方で、個々のサテライト施設における教育環境については、高等学校通信教育の実施に際して、その一端を担うものでありながらも、「(1) 問題の所在」において先述したとおり、こうしたサテライト施設での施設・設備や実施校との連携協力体制等に関して課題が見受けられるものも一部に存在している。
- 高等学校通信制課程で学ぶ全ての生徒が、いずれの施設でその教育を受けるかにかかわらず、高等学校教育の実施に相応しい教育環境下で受けることができるよう、高等学校通信制課程の教育に係る活動については、実施校とサテライト施設との取決め等に基づき、まずもって実施校の責任として教育水準の確保を図ることが適当である。具体的には、実施校との取決め等に基づき、サテライト施設において実施される面接指導や添削指導のサポート等の活動について、実施校による各サテライト施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、その活動状況を把握・管理するとともに、それらの情報を実施校の責任下で公開することなどが考えられるところ、国においては、ガイドラインの改訂等によりその趣旨を明確化することが必要である。
- とりわけ面接指導等実施施設については、高等学校通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施する場となるとともに、高等学校通信制課程の生徒について、実施校に登校せずとも、面接指導等実施施設を主たる活動拠点として卒業することも可能であること等を踏まえれば、その実情に応じて、実施校と同等の教育環境が整備されるべきものであると考えられる。
- 面接指導等実施施設の教育環境の向上に向けては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省令第 6 号）の施行により、平成 30 年度から面接指導等実施施設は学則の記載事項となったことから、面接指導等実施施設を新たに設置する場合には、私立の高等学校通信制課程にあっては、所轄庁の認可を要するものとなり、所轄庁がその設置状況等を把握することが可能となったところである。一方で、その認可に当たっては、都道府県において面接指導等実施施設を認可するための基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準については、所轄する都道府県によって差異が生じているのが現状である。さらには、面接指導等実施施設を設ける場合に認可を行う都道府県は、一義的には、当該面接指導等実施施設を設ける通信制高等学校を所轄する都道府県となっていることから、所轄の都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設が設けられる場合には、当該面接指導等実施施設が所在する都道府県の設置認可基準が想定する教育水準と特段の関連性もなく、当該都道府県の

区域内での学校教育活動が行われているところである。

- こうした現状を踏まえれば、国において、面接指導等実施施設が備えるべき教育環境について、当該施設での面接指導等の実施内容やその規模等に応じながら、実施校と同等の教育環境が整備されるよう、全国共通の教育水準が担保されるために必要な措置を講じることが適当である。その際には、実施校が所轄の都道府県の区域を越えて面接指導等実施施設を設ける場合には、所轄の都道府県の定める設置認可基準のみならず、当該施設が所在する都道府県が定める設置認可基準についても十分踏まえたものとなるような仕組みを検討することが求められる。
- また、「③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実」において後述するとおり、高等学校通信制課程に在籍する生徒の若年化・多様化が進む中においては、面接指導等を十分に実施することができるような教育環境の整備に取り組むのみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するとともに、生徒の社会性・人間性を育むことができるような教育環境の整備に取り組むことが重要である¹³。
- さらには、「④主体的な学校運営改善の徹底」において後述するとおり、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、高等学校通信教育の実施に係る活動状況等の情報の公開を進めていくことを通じて、面接指導等実施施設の設置認可後においても、当該施設が所在する都道府県が、当該施設における活動状況等の把握が可能となることにより、所轄の都道府県と当該施設が所在する都道府県との一層の連携・協力も期待されることになるものと考えられる。

③ 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 高等学校通信制課程の在籍生徒について、15歳から18歳の生徒数が全体の生徒数に占める割合は、昭和60年度では約5割であるところ、令和2年度では約8割となっており、中学校卒業後の段階に高等学校通信制課程に入学する者が増えているものと考えられる。
- 加えて、入学する生徒の実態としても、勤労青年のみならず、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、特定の職業分野等に関する知識及び技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、芸能活動等に特に力を入れながら柔軟な形での学びを求める生徒や、不登校や中途退学の経験がある生徒、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒など、多様な生徒が在籍している状況が明らかとなっている。
- また、高等学校通信制課程では、全日制・定時制課程とは異なり、自学自習を中心とするスタイルで教師が直接に指導する機会が少ないからこそ、添削指導や面接指導の場面に

¹³ 本調査研究協力者会議（第2回）に実施した学校ヒアリングでは、保健室や養護教諭の必要性が報告された。また、本調査研究協力者会議の検討においても、生徒にとって安全・安心な居場所を提供する上で、とりわけ保健室や養護教諭が重要な役割を果たしていることが指摘された。各学校においては、これらの視点を踏まえて教育環境を整備していくことが重要である。

においては、資質・能力のバランスのとれた指導と評価を一体的に行っていく中で、こうした学習への意欲を喚起して自律的に取り組んでいけるようにするため、個々の生徒の思考の方向性やつまづきを的確に捉えて、より一層きめ細かな指導・支援等を行っていくことが求められている。

- このような在籍生徒の若年化・多様化に係る実態から、高等学校通信制課程では、多様な生徒一人一人にきめ細かく対応することが一層求められており、学習支援や教育相談を含めた指導体制の一層の充実が期待されている。これらを踏まえれば、例えば、教育相談体制を確保するために必要な養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等や、個に応じた指導を実現するために必要な教諭等の配置、ICT 支援員等の専門スタッフの充実や関係機関との連携促進等をはじめとする取組が促進されるよう、国においては、ガイドラインの改訂等によりその趣旨を明確化することが必要である。
- また、1科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」について、令和2年5月1日現在では、その数は26,970人（全体の13.0%）¹⁴にも上っている。こうした非活動生徒に対しては、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要となる場面もあるものと考えられるが、生徒の状況が把握できないままにただ待つことが正当化されるものではなく、当該生徒を受け入れた学校として、個々の生徒の抱える困難や課題等に応じたきめ細かな指導・支援等に向けて努めることが必要である。国においては、ガイドラインの改訂等により、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うことが考えられることなど、具体的な対応策の例を示していくことが必要である。
- さらには、多様な学習ニーズに応じて、個々の生徒の卒業後の進路も見据えながら ICT を効果的に活用することも、きめ細かな対応を実現する上で有効であることから、そうした指導・評価方法等についても実証的に研究を進めていくとともに、国においては、全国の通信制高等学校を対象とした研究協議会等の場を設け、各学校が互いにより良い通信教育を研究していくことを促進することが必要である¹⁵。

④ 主体的な学校運営改善の徹底

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる中で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を促すとともに、学校が保護者や地域住民からの信頼に応え、家庭や地域等と連携協力して生徒の健やかな成長を図っていくことが重要である。さらには、学校の

¹⁴ 学校基本調査によれば、令和2年5月1日時点では、通信制課程の生徒数は206,948人、通信制課程への併修者は2,450人であるが、履修者数（通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち、実際に1科目以上履修している生徒の数をいう。）は182,428人である。

¹⁵ 令和2年度には、高等学校の定時制通信制教育の改革推進を図るため、文部科学省において、各都道府県等教育委員会・知事部局担当者や全国の公私立の定時制・通信制課程を置く高等学校の教職員を対象に、定時制通信制教育に関する取組事例等の情報交換や研究協議を実施する場として「全国定時制通信制教育研究協議会」がオンラインで開催されたところ、国においては、今後こうした研究協議会等の場を継続的に開催していくことが考えられる。

教育活動その他の学校運営の状況に関して、その説明責任を果たし、保護者や地域住民等と課題等を共有するとともに、家庭や地域等との連携協力を推進していくことが期待される。

- こうした観点から、学校が、教育活動その他の学校運営について評価を行い、その評価結果に基づき、学校における課題等を把握し、組織的・継続的に学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めること、保護者や地域住民等の理解を深め、家庭や地域等との連携協力を推進するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することが、それぞれ学校教育法に定められているところである。
- 学校評価については、自己評価の実施及びその結果の公表が義務付けられているとともに、自己評価の結果をベースとして学校関係者評価の実施及びその結果の公表に努めることが定められている。学校評価の実施に当たっては、各学校の置かれた状況は様々であることから、各学校の実情に応じ、その評価項目を適切に設定して行うことが求められるものとなっている。
- 高等学校通信制課程における学校評価の実施状況については、広域通信制高等学校における平成27年度の実績値では、自己評価の実施及びその結果の公表を実施する学校が約5割、学校関係者評価の実施及びその結果の公表を実施する学校が約2割にとどまっているとともに、「(1) 問題の所在」において先述したとおり、点検調査の中では、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分に行われていない学校が近年でも未だに見受けられる状況にある。
- こうした現状を踏まえ、各学校における主体的な学校運営改善を図る観点から、関係法令やガイドライン等を踏まえた学校評価への取組が確実に進むよう、各設置者・所轄庁が各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。その際には、国において、関係法令やガイドライン等に基づく自己点検項目や自己点検基準等を整理した「自己点検チェックシート」(仮称)の策定・周知を行うことにより、各学校における自己点検の実施の円滑化を図ることが適当である。
- 加えて、学校評価の実施に当たっては、高校WGの「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)」(令和2年11月13日)では、各設置者が、各学校の存在意義等をスクール・ミッションとして再定義し、さらに、そのスクール・ミッションを達成するための具体的指針として「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つのポリシー(スクール・ポリシー)を策定することにより、高等学校の入口から出口までを一貫した体系的なものとして再構築することが提言されているところ、これらの視点を生かして行っていくことが重要である。
- なお、これらの学校評価に係る取組は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的化してしまうことがあってはならないもので

ある。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、外部からの意見を積極的に取り入れながら、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことにより、今後の学校運営の改善につなげるための課題に真摯に向き合っ、学校運営の改善を確実に進めていくことが何よりも重要である。

- また、高等学校通信制課程における教育活動等の状況については、地理的・時間的制約を受けることなく行い得るといふ高等学校通信教育の特性のために、外形上その活動実態が明らかではなく、通信制課程と全日制・定時制課程との制度的な相違ともあいまって、保護者や地域住民等からの理解が深まりづらい面もあるところ、そうした通信制課程の特性等に鑑みつつ、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、教育課程や通信教育実施計画に関する事、教師数や教師一人当たり生徒数に関する情報、在籍者数・入学者数・卒業生の進路状況及び中途退学者等に関する情報、施設及び設備その他の教育環境に関する情報、学習相談や教育相談等の体制に関する情報など、高等学校通信制課程の教育活動の基本的な状況について、各高等学校通信制課程に情報の公開を求めることが適当である。
- こうした積極的な情報公開に関する取組を着実に実施していくことを通じて、学校と家庭や地域等とが互いに連携協力して地域と一体となった特色ある学校づくりが推進されたり、通信制高等学校への入学を検討する生徒や保護者にとっては、自らのニーズにあった指導や支援を受けることができる学校を選択しやすくなったりするほか、仮にサテライト施設において不適切な教育活動等が疑われる場合には、公開される基礎情報を参照しながら、当該施設の所在する都道府県と所轄の都道府県等との一層の連携・協力を行うことが可能となり、当該施設の生徒に不利益が生じないよう迅速かつ適切なサポートに資するものとなることなどが考えられる。
- なお、これらの学校評価や情報提供を実施するに当たっては、「②サテライト施設の教育水準の確保」において先述するとおり、実施校との取決め等に基づき多数のサテライト施設を展開する学校も存在しているところ、高等学校通信制課程の特性等を踏まえれば、サテライト施設ごとの教育活動等の状況についても、実施校の責任の下で、評価及び情報の公開を行うことが適当である。
- こうした取組の実施に当たっては、各通信制高等学校が主体的にこれからの高等学校通信教育を考え、実施・改善を重ねていくことを通じて初めて意義あるものになることに留意しなければならない。各所轄庁及び設置者においては、高等学校通信教育の改善、更なる発展に向けて、必要に応じて教育活動等の状況を把握するために必要な根拠資料の提出を求めるなど、適切な運用を促すとともに、国においても、これらの仕組みの趣旨及び内容の周知を図り、各所轄庁及び設置者とも連携を図って取り組んでいくことが必要である。
- さらには、こうした取組を基礎としながら、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用等に更に発展させていくことも有効である。第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言に

よって、学校運営や教育活動等の適正化に加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待されるものであることを踏まえ、国においては更なる活用を促進していくことが必要である。

- 加えて、公開される各学校の基礎情報を参照しながら、各通信制高等学校間で一層の連携を図り、各学校が互いにより良い通信教育を研究協議していくことも、高等学校通信教育の質を確保・向上していく上で有効なものと考えられる。こうした研究協議等を促進する観点からは、「③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実」において先述したとおり、国において設けられる、全国の通信制高等学校を対象とした研究協議会等の場を積極的に活用していくことも考えられる。

第3章 新時代の高等学校通信教育の在り方

(1) ICT を活用した新しい学びへの期待

- 今日の急速な技術進歩に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICT を効果的に活用した新しい学びの形が生まれつつあり、通信教育の特長を生かした学びの在り方についても一層の多様化が進んでいる。こうした中では、ICT を学校の基盤的ツールとして活用しつつ、多様な生徒の実情に応じ、その効果的な活用方法を模索しながら、絶えずアップデートを図っていくことが重要である。
- さらには、高等学校通信制課程は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化されているが、近年では、通信制課程に在籍する生徒層の若年化・多様化が進んでいる実態にあり、制度当初に想定されていた勤労青年を主とする生徒像からシフトし、時代の変化・役割の変化に伴って、今の生徒像に合った、令和時代の高等学校通信教育の在り方を検討していくことが求められている。
- 本調査研究協力者会議においては、こうした状況を踏まえ、高等学校通信制課程における ICT を活用した指導等の取組状況について、複数の学校からヒアリングを行ったところ、例えば以下のような実践事例が報告された¹⁶。なお、これらはもちろん一例にすぎず、その全てではないものの、学校や生徒の実情に応じながら、ICT を効果的に活用することにより、高等学校通信制課程における学びの一層の充実に向けた可能性を感じさせるものと考えられる。

《(例) 高等学校通信制課程における ICT を活用した指導等の実践事例》

- ・ 添削指導の一環として、教科書や学習書等による自学自習を支援するため、解説動画の作成・配信を行ったり、WEB 会議システム等を利用して同時双方向型での個別の学習相談を行ったりする事例
- ・ 添削指導と映像授業とを組み合わせ、映像授業として複数のチャプターを視聴した後に確認テストを実施し、そのテストに合格したら次の映像授業を視聴できることとし、その繰り返しの上で、ある一定の段階まで学習が進むとレポート作成・提出をすることが可能となるよう学習デザインを設計し、単元や題材等のまとまりに応じて学習内容の定着を図ることとする事例
- ・ 面接指導の場面において、自らの考えや意見を口頭で発表することに困り感のある生徒であっても、情報端末にそれらを記入し、教師・生徒間で共有を図ることで、多様な他者と考えや意見を交換することができるようになるとともに、他者の意見を踏まえた上での自身の学びの振り返りにつなげることができた事例

¹⁶ 高等学校通信制課程における ICT を活用した指導等の取組状況等については、令和2年10月2日及び9日に計5校の高等学校通信制課程からヒアリングを行った(同ヒアリングの議事要旨は本調査研究協力者会議(第5回)資料2を参照)。さらに、本調査研究協力者会議(第6回)においては、高等学校通信制課程における主体的・対話的で深い学びの実現、観点別学習状況評価の実施等に関する学校ヒアリングを追加的に行った。

(2) 高等学校として有する多面的な役割の再認識

- 本調査研究協力者会議において審議を進めていた最中には、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的事態に直面することとなった。こうした事態は、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）化を大きく促進させ、学校教育についても、ICTを効果的に活用した学びの在り方に大きな注目が集まることとなった。
- 一方で、高等学校通信制課程には、きめ細かな指導・支援を希望する多様な背景を持つ生徒が多く在籍する中で、こうした未曾有の事態が続く状況下では、生徒や保護者の不安に正面から向き合い、個々の生徒の状況に応じた学習相談や教育相談等のきめ細かな指導・支援が必要なことがより一層実感されることとなった。
- こうした経験を契機にして、高等学校通信制課程についても、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割、一人一人の生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的な役割、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的な役割をも有しているといった、高等学校として有する多面的な役割についても改めて再認識されることとなった。
- 本調査研究協力者会議においては、先述の高等学校通信制課程におけるICTを活用した指導等の取組状況に加え、多様な生徒の実情に応じたきめ細かな指導等の取組状況について、複数の学校からヒアリングを行ったところ、例えば以下のような実践事例が報告された。

〈（例）高等学校通信制課程における多様な生徒の実情に応じたきめ細かな指導等の実践事例〉

- ・ ソーシャルスキルの育成を図ることを目的として、高等教育機関と連携してカリキュラム開発を行ったり、義務教育段階の学習内容の確実な定着に向けて、学び直しの科目を設けたりする事例
- ・ 毎日登校して教育を受けることを希望するものの、これまでの不登校経験により入学初年度から毎日登校することには困難がある生徒について、まずは通信制課程に在籍して週1回の登校を通じて学校に慣れさせた上で、定通併修制度を活用して、定時制課程の科目も取り入れながら、最終的には毎日登校して教育を受ける定時制課程に転籍することを目指し、生徒のペースに応じて徐々にステップアップを図ることとする事例
- ・ 定通併修制度を活用して、通信制課程の生徒が定時制課程の科目を受けることができるようにし、例えば大学進学等のために求められる科目を定時制課程で教師による直接の指導により重点的に学んだり、介護職員初任者研修に関する科目を定時制課程で受けることで資格取得につなげたりするなど、生徒の多様な進路希望に応じた指導を行っている事例
- ・ 学校外学修制度を活用して、地域の方々と連携したボランティア活動や就業体験等を行い、社会性を身に付けさせながら、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果を評

価するような取組を行っている事例

- ・ 個別な支援を要する場合には、障害のある生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、的確な教育的支援を行っていくために、個別の教育支援計画を作成して支援を行っている事例

(3) 通信教育の特長を生かした今後の学びの在り方

- 本調査研究協力者会議では、新時代の高等学校通信教育の在り方を検討するに当たっては、まずは高等学校通信制課程も高等学校の一課程であるという前提に立ち返り、高等学校教育として共通に身に付けるべき資質・能力に関して共通認識を図ることとした上で、各学校において育成を目指す資質・能力を育てていくために必要な視点について、新高等学校学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえつつ、通信制課程特有の教育方法を基礎としながら整理することとした。また、検討の過程においては、今後更なる検討が必要な論点も挙げられたため、これらを本審議まとめに記すこととして、高等学校教育全体を俯瞰した改革が進められることに期待することとした。

① 高等学校教育として共通に身に付けるべき資質・能力

- 生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。とりわけ、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつある中では、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつある。また、選挙権年齢が引き下げられ、更に令和 4 (2022) 年度からは成年年齢が 18 歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。
- このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。とりわけ、社会への出口に近い高等学校教育には、初等中等教育の総仕上げを行う学校段階として、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められている。
- 平成 28 (2016) 年 12 月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」では、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるように

することが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。こうした考え方の下で、同答申では、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、①何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）、②理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）、③どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）、の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

- 各学校においては、資質・能力の三つの柱に基づき整理された学習指導要領等を手掛かりに、教育課程全体を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを、家庭や地域とも共有しながら、学校教育目標等として明確化・具体化することが求められる。その上で、特定の教科等や課題のみに焦点化した学習プログラムを提供するのではなく、学校教育を通じて育てたい姿に照らして、必要となる資質・能力を、三つの柱それぞれでバランスよく、一人一人の生徒に全人的に育んでいくことができるよう、教育課程を編成・実施することが期待されている。
- こうした考え方は、高等学校通信制課程においても同様であり、各学校においては、学習者本位の視点に立って、教育課程全体や各教科等の学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理した上で、通信制課程特有の教育方法を基礎として、生徒の具体的な学びの姿を考えながら構成していくことが必要であると考えられる。

② 新高等学校学習指導要領の着実な実施

- 高等学校通信制課程において、各学校で育成を目指す資質・能力を三つの柱それぞれでバランスよく身に付け、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、添削指導・面接指導・試験等といった通信制課程特有の教育方法を基礎としながら、学びの質を重視した改善を図っていくことが必要である。その際には、学びの過程において生徒が、主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結び付けたり、多様な人との対話を通じて考えを広げたり、また、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた資質・能力が様々な課題の対応に生かせることが実感できるような、学びの深まりが重要になるものと考えられる。
- 「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためには、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で、学習評価

の改善を図っていくことが必要である。高等学校通信制課程についても、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のとおり、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を指導要録の参考様式に記載するなどの改善が行われており、これらを参考としながら、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われることが期待されている。

- 加えて、資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みせるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが求められる。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、学習の過程における形成的な評価を行い、生徒の資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、生徒自身が把握できるようにしていくことも考えられる。
- また、高等学校教育を通じて、必要な資質・能力を一人一人の生徒に全人的に育てていく中にあるのは、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的機能などの、高等学校の有する多面的な役割・機能を実現していくことが必要である。高等学校通信制課程においても、在籍生徒の若年化・多様化が進む中で、そうした役割・機能の実現はより一層求められているところ、生徒の実情に応じて、教師による対面指導や生徒同士による学び合い、多様な他者と協働して主体的に実社会に関わる課題を解決しようとする探究的な学び、地域社会での多様な学習体験や、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果を評価していくことが考えられる。
- こうした観点から改善を進めていくに当たっては、各学校が育成を目指す資質・能力を改めて振り返った上で、学習者本位の視点に立って、各学校の実情に応じながら通信教育全体を再構成していく視点が重要となる。その際には、従来型の方法にとらわれず、ICTを学校教育の基盤的ツールとして効果的に活用することも考えられる。
- 新学習指導要領の実施を控える現在においては、高等学校通信制課程においても、まずもってその着実な実施を促すとともに、上述の視点に立ちながら、生徒や学校の実情を踏まえ、ICTの効果的な活用方法、ひいては新時代の高等学校通信教育の在り方を実証的に研究し、先導的な事例の創出・共有を図っていくことが適当である。
- なお、こうした多様な背景を抱える生徒一人一人に寄り添った指導・支援を行い、生徒の状況に応じた、学校生活への不安を取り除き再び学びに向き合えるよう取組を進めていくためには、現在、配置されている教師に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教師と多様な専門性を持つ職員とが一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携・協働することができるよう取り組むことが重要であることを忘れては

ならない。学校や教師の役割は、これからの時代に必要な資質・能力を一人一人の生徒にしっかりと育むことであり、こうした教育活動に重点を置いて取り組むことができるよう、各学校においては、家庭や地域社会との連携・協働を進め、理解と支援を得ることが求めていくことが必要である。

③ 今後更なる検討が必要な論点

- これからの時代の高等学校通信教育の発展に向けては、本審議まとめを踏まえ、各学校が育成を目指す資質・能力について全教職員で共通認識を図るとともに、こうした資質・能力をバランスよく育んでいくため、新高等学校学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、学習指導及び学習評価の改善を図っていくことが重要である。
- こうした取組を進めていくことを前提としながらも、本調査研究協力者会議では、これからの時代の高等学校通信教育の在り方を検討する中では、ICT が急速に進展する時代において、全日制・定時制・通信制課程のそれぞれの意義及び役割をどのように考えるべきか、さらには、それらを今日の時代にどのように捉え直すべきか、といった論点が挙げられた。また、多様な背景を抱える生徒一人一人に寄り添った指導・支援を行うための教職員等の体制の在り方や国による支援の在り方をどのように考えるべきか、といった論点も挙げられた。
- 新時代の高等学校通信教育の在り方を実証的に研究し、先導的な事例の創出・共有を図っていくとともに、これからの時代において高等学校通信教育が有する可能性に着目しながら、そうした研究成果から得られた知見を、今後の検討にしっかりと生かしていくことが重要である。高等学校に進学する生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化するとともに、ICT が急速に発展する時代においては、通信制課程「発」の視点にも意識して、上述の論点も含め、高等学校教育全体を俯瞰した改革が一步一步着実に進められることに期待することとしたい。